

第 572 回霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 議事録

日 時	令和 7 年 11 月 21 日 (金) 午前 9 時 55 分	
場 所	土浦市真鍋5-17-26 土浦合同庁舎 本庁舎 第 1 会議室	
議 題	議題等 (1) いさざ・ごろひき網漁業の許可の制限措置及び申請すべき期間 並びに許可の基準について【諮問】 (2) うなぎ筒漁業について【委員会指示】 (3) 第16期海面利用協議会霞ヶ浦北浦海区部会の結果について【報告】 (4) 全漁調連東日本ブロック会議の開催結果について【報告】 (5) その他	
出席委員	1番 鈴木 幸雄 2番 海老澤 武美 3番 坂本 隆夫 5番 古家 晴美 6番 石本 恵子 7番 山口 晴代 8番 菅澤 英子 10番 小原 一八 11番 大崎 匠 12番 樽見 由紀 13番 戸田 弘美 14番 中泉 義美	
欠席委員	なし	
県側出席者	農林水産部漁政課技師 藤田 勘輔 霞ヶ浦北浦水産事務所所長 武士 和良 〃 漁業調整課長 横山 耕平 〃 漁業調整課係長 富永 佳子 〃 漁業調整課技師 小熊 進之介 〃 漁業調整課技師 西口 晃人 〃 振興課長 所 史隆 〃 主査兼指導課長 杉浦 仁治 水産試験場内水面支場長 根本 隆夫 〃 内水面資源部首席研究員 山崎 幸夫	

事務局	事務局長 久保田 次郎 主任 武藤 晴香
傍聴人	なし
議事録署名人	12番 樽 見 由 紀 13番 戸 田 弘 美
議長	1番 鈴 木 幸 雄
会議内容	開会 午前10時3分
久保田局長	〔開会宣言〕 〔資料確認後、鈴木会長に挨拶を依頼〕
鈴木幸雄会長	<p>おはようございます。</p> <p>皆様にはお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>冬も本番となりまして、朝晩が冷え込むようになりました。インフルエンザも流行っているようですので、体調管理には十分にお気をつけいただきますようお願いします。</p> <p>また、先月の視察研修では、多くの委員さんに参加していただきまして、海でのいろいろな取組等を研修することができました。今後の委員会活動の参考にしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、先日、うちの方の組合ですが、東京の高島屋で生シラウオのイベントに参加いたしまして、「暁のしらうお」の直接販売をやって参りました、高評だったと聞いております。</p> <p>本日の議題は、いさぎ・ごろひき網漁業に関する諮問、うなぎ筒漁業の委員会指示などです。</p> <p>皆様に活発な御討議をお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。</p>
久保田局長	続きまして、次第3の議長の選出ですが、当委員会の会議規程第2条第2項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、鈴木会長に議長をお願いいたします。

議長（鈴木幸雄会長）	それでは、議長を務めさせていただきます。 次第4の出席委員数の報告を事務局からお願いします。
久保田局長	本委員会の委員定数は12名でございますが、本日は12名全員の出席をいただいております。出席委員は過半数を超えておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本日の委員会は成立しております。
鈴木幸雄議長	ただ今の報告のとおり、本日の委員会は成立しております。
鈴木幸雄議長	続きまして、次第5の議事録署名人ですが、私から指名いたします。 12番樽見委員と13番戸田委員にお願いします。
鈴木幸雄議長	それでは、次第6の議題等に入ります。 議題（1）の「いさざ・ごろひき網漁業の許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について」です。これは県からの諮問になりますので、事務局から諮問文の説明をお願いします。
武藤主任	（資料1 諒問文を朗読。）
西口技師	（資料1、資料1-2、資料1（参考）（プロジェクト）により説明。）
鈴木幸雄議長	ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。
2番海老澤武美	（挙手）
鈴木幸雄議長	はいどうぞ。
2番海老澤武美	意見ではないですが、改正案に賛成です。 前回、大体写真で見せてもらいましたが、産卵時期に横ひきでシラウオを獲ってしまったらいなくなっちゃう。
鈴木幸雄議長	他に何かございますか。
（委員）	（特になし）

鈴木幸雄議長

それではないようですので、県への答申についてお諮りします。
諮問の内容に御異議ございませんか。

(委員)

(「異議なし」との声)

鈴木幸雄議長

「異議なし」とのことですので、「原案のとおりで差し支えありません。」と県に答申することといたします。

鈴木幸雄議長

続いて、議題（2）「うなぎ筒漁業について」の委員会指示になります。
県から説明をお願いします。

小熊技師

(資料2、参考1、参考2(プロジェクト)により説明。)

鈴木幸雄議長

ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

2番海老澤武美

(挙手) はい。

鈴木幸雄議長

はいどうぞ。

2番海老澤武美

どういう所に販売されているのか、漁協のもとに、どのぐらいの漁獲が把握されているのか、その辺のところ、今後、実績報告をすることになると、きちんとまとめていかないといけない。

今までどおりにやると、きっときちんとしたデータが出なくて、今後のウナギ事業に、茨城県で3,800万円も予算を計上して、ウナギの新たな事業に走るっていうところですので、この辺は委員会でもしっかりと話し合っていくべきかなと、このように考えます。

水産事務所で分かる範囲で、どのようにウナギを獲っているかとか、これ(今回の委員会指示)はうなぎ筒の話なんですが、実際、ウナギっていうのは張網でも何でも獲れますから、トロールなんかでも獲れている人もいると思うんで、分かる範囲で結構です。

横山課長

(挙手)

鈴木幸雄議長

はいどうぞ。

横山課長

漁業調整課の横山です。

今、海老澤会長代理から御指摘がありました件について、回答いたします。

結論から申し上げますと、今回、今まで自由漁業だったものを承認漁業化する最大の目的が実態の把握でして、なかなか今は自由漁業のため、水産事務所では、どの組合で何人操業している人がいるか、年間何キログラム獲っているか、それを単価いくらぐらいで売っているか、その辺りの情報が正直ほとんどない状態です。

分かる範囲でお答えいたしますと、操業日誌に記載の義務はないんですが、自由漁業として操業したうなぎ筒の結果なんかを書いてくださる方もいらっしゃいまして、その数値で比較しますと、ウナギの全体の大体3分の2から4分の3くらいをうなぎ筒で獲っている。残りの4分の1から3分の1くらいを張網で獲っている。トロールについても多少は入るというような実態があると把握しております。

張網については、今の時点でも実績報告の義務がございますので、大部分を占めるうなぎ筒について、今回、委員会指示で実態が把握できるようになれば、今、御指摘があった実態もより把握できるものと考えておりますので、引き続き状況の実態把握に努めて参ります。

2番海老澤武美

はい、分かりました。

鈴木幸雄議長

私の方からいくつか。

実績報告書の提出期限なんですが、毎年12月31日で、1年ごとなので、新たな申請を受け付けるときが、恐らく申請の提出は12月中になると思うんですね、次年度の。

それで、先ほど実績報告とかを提出しない場合は、更新しないということでしたが、12月までの実績報告は、申請時には、1年間分は出せないわけですよね。その辺をどういうふうに考えているのかが一つ。

それと、この承認番号ありますよね。承認番号は、組合ごとに1番から2番、3番とずっと付けていくと聞きました。申請順とかじゃなくて、組合員の中の1番とか2番とかっていうような形で。

継承される場合は、その承認番号をそのまま使えると思うんですが、例えば、廃業して次回の申請はしないという場合には、その承認番号はどういうふうにするつもりなのか。その後、新規の人が申請した場合は、

その番号をどういうふうにするのか、その辺のところをちょっと伺いたいんですが。

小熊技師

漁業調整課の小熊と申します。

まず、承認についてですが、漁獲実績報告書の提出と承認を出すタイミングが少しずれているので、次回の承認を出すときに、前年度の漁獲実績報告書がまだ出ていないという状況になると思うんですけども、そういう場合につきましては、委員会指示の9番のところに「承認の取り消し」という項目がありますが、前の年の漁獲実績報告が出てこないというような場合には、次回以降、承認をしない措置をとるということで、そういう方向で対応を検討して参ります。

鈴木幸雄議長

実績報告書っていうのは、1年間、許可期間内の実績報告ですよね。

小熊技師

はい。

鈴木幸雄議長

そうすると、12月いっぱいまでの実績報告をしなくちゃならないのに、しているかしていないかの実績報告書っていうのは、恐らく1月になって前年のやつを出すと思うんですよね。

申請は、その前の年の12月ぐらいから受付が始まると思うんですよね。もしくはもうちょっと前か。

だから、その期間の実績報告がされるかされないか分からずの状態で、申請を受け付けるっていうことになると思うんですよ。

だから、その辺をどういうふうに考えているのか。

横山課長

今、会長から御指摘がありましたとおり、事務の手続き上ですね、どうしても、その年の実績報告が完了する前に、翌年の承認手続きを行う必要はあると考えております。

ですので、結論といたしましては、承認する時点では、申請者が前年分の実績報告を出したかどうか分からずの状態ではあるんですが、基本的に制限条件にも入っておりますし、組合も県も実績報告書については必ず出してもらうよう指導をかけて参りますので、出てくることを前提に、承認の手続きを行います。

ただし、その後出てこない場合はですね、承認の条件になっている事

項でございますので、必要な措置、実績報告書の提出がされていないということで、場合によっては、次回以降の承認であったり、あるいは承認期間中であっても、承認の取扱について、今後定める委員会指示違反に対する処分方針に沿って、適宜対応して参ります。

質問の2番目ですね、承認番号についてなんですが、これもまだ確定したものではないんですが、今の構想というか考えということでお話をさせていただきますと、承認番号をそれぞれ個人の方に割り振っていく形になるんですが、承認番号の表示ということで、漁具とか標識にその承認番号の表示を義務づける内容となっております。

ですので、例えば、1番と振られた人が、来年(翌年)は2番です、再来年(翌々年)は3番です、となってしまうと、毎年毎年、漁具の番号を書き直したり、標識を作り直したりという負担が生じますので、一度出した番号については通しで、同じ人については同じ番号で出し続ける。仮に、途中で廃業される方が出たような場合であっても、その場合は、欠番にして新規の番号を発番していくような形になろうかと考えております。

鈴木幸雄議長 分かりました。

2番海老澤武美 (挙手) はい。

鈴木幸雄議長 はいどうぞ。

2番海老澤武美 今、いろいろ説明ありますて、そのとおりで良いと思うんですが。

漁ですから、承認証をもらっても魚が獲れない。今、現実的に、これだけの高温になると、今年辺りの様相を聞くと、竹筒ではありませんが、漁業組合の組合長の了解というか、承認があれば、この方は体の調子が悪かったとか、付け加えられるならば、あんまり厳しい措置では漁業組合も人がいなくなっちゃうから。基本的には実績を出すということは、これはもちろん大事なことなんですが、そうできないお年寄りの方もいらっしゃるので、その辺のところは、組合長が大丈夫な方だと裏付けをしていたら認めるみたいなことで承認されたらいかがでしょうか

ね。

横山課長 (挙手)

鈴木幸雄議長 はい。

横山課長 今、会長代理から御指摘がありました点について、我々の方で話していた、実績報告書の提出がない場合はちょっと厳しい措置もといったようなお話をさせてもらったんですけれども、当然、漁の状態ですとか、あるいは健康上の理由などで操業できないようなこともあろうかと思います。

その場合については、承認は受けていたんだけど、漁模様とか、あるいは体調とかそういうところで、漁に出ることができなかつた、あるいは今年は漁に出なかつたという形で実績報告をしていただければ、問題ないものと考えております。

何の報告も出てこない、1日も漁に出なかつたんだから、その辺りの理由の説明もしなくていいだろうとか、県の方に何も紙を出さなくて良いだろうというと、我々はちょっと状況が分かりませんので、そういう形でしっかりと状況の報告だけしていただければ、必ずしも操業を伴わなくても差し支えないものと考えております。

2番海老澤武美 それからね、漁業者はここに来ている人たちと違って、書いたりするのは苦手だから、その辺はある程度、組合の役員さんが配慮してやられた方がいいかなと。

鈴木幸雄議長 それでは、他に何かございますか。

(委員) (特になし)

鈴木幸雄議長 それではないようですので、うなぎ筒漁業の委員会指示については了承し、委員会指示を発出することといたします。

鈴木幸雄議長 続きまして、議題（3）「第16期海面利用協議会霞ヶ浦北浦海区部会の結果について」、県から報告をお願いします。

富永係長	(資料3、参考資料1、参考資料2（プロジェクター）により説明。)
鈴木幸雄議長	ただ今の説明に御意見、御質問がございましたらお願ひします。
3番坂本隆夫	(挙手) はい。
鈴木幸雄議長	はいどうぞ。
3番坂本隆夫	<p>坂本と申します。</p> <p>この海面利用協議会っていうのを前から設置してあるということなんですけれども、バス釣りについてちょっと質問したいんですよ。</p> <p>霞ヶ浦北浦をサーキットとしてやっている釣り大会が、年間10回以上あるんですよ。</p> <p>それで、今、バスボートは大きい大会になると50艇ぐらい出場するんですよ。彼らは、そのサーキットで良い成績を取めれば、バスプロになれて、バスプロになると、船を提供されたり、うちの船外機を使ってくれって、かなりの優遇措置がされるんですよ。ですから、一生懸命大物を釣って、順位を良くしようと。これは霞ヶ浦だけじゃないんですけど、サーキットが琵琶湖とかいろんな所に点在していて、車のレースのF1と一緒に、いろんなサーキットでやって、総合順位で年間チャンピオンを決めるんですよ。</p> <p>でね、今のバスボートって船外機なんかも300馬力以上の物を積めますし、その辺の規定はなくて、時速120キロメートル出るんですよ、トップスピードで。</p> <p>大会に出場する人っていうのはね、1か所では絶対に釣らないんですよ。1か所でやって釣れなかったら、5分でも次の場所に行くんですよ。だから時間とスピードが物を言うんですよ。</p> <p>うちらの方で、張網とか何かやってた場合に、その大会で50艇出て、飛ばされると非常に危険だと。</p> <p>それで、潮来のラクスマリーナさんが着けている桟橋っていうか、あそこを会場にして開会式、閉会式をやることが多いんですよ。そこで、この間、大会があって、私が仕事で水郷ボートサービスの社長と話していたところ、あの前をバスボートが飛ばして帰ってきたり出発したりするので、うちで預かっているボートがかなり揺れると、その様子をビデオに撮って、苦情を言ったんだと。すると、日本バス協会の方で謝りに</p>

来て、今後はそういうことがないように、参加者にちゃんと伝えますからという返答をもらったと言っていた。

ただね、バスプロ協会の事務局にいた責任者に、これって、50艇も出場してやっているけれども、地元の漁業組合に何月何日にここで大会がありますからって報告しているのかって聞いたら、していないっていうことなんですよ。

これだけ立派な協会があって、いろんな調整かけているみたいでけど、そこでそういうものは、各組合に共有しましようぐらいのことは言わないんですか。それを聞きたいんです。大会が何月何日に開催されるか、今、協会で決めてあるらしいですよ、年間スケジュールで。

それを各組合にこの日は大会をやりますからと事前に伝えてくれれば、漁に出ている人は日曜日は多くないけれども、張網なんかは日曜日もやりますから、やっている漁師さんが危険だと思えば、日曜日に網を揚げないで、月曜日なり土曜日にやりましょうかって話になると思うんです。それ、事故があってからじゃちょっと遅いと思うんですよ。

だから、これだけのちゃんとした組織があるなら、そこで、霞ヶ浦北浦の漁業組合に一報、年間スケジュールを配布すれば、大きい大会があって船が絶対に出るから気をつけてくださいって、うちらも言えるわけですよ、漁師さんに。

そういうことが今まで一切されてないわけですよ。これって問題じゃないのかなと思うんですが、どうでしょう。

横山課長 (挙手)

鈴木幸雄議長 はい。

横山課長 バス釣りの大会の開催に際して、地元の漁業協同組合に主催者側から連絡がないというお話でございました。

我々の方も、今、坂本委員さんからお話があって、そのような実態があることを把握した次第でございます。

今回、そういったところで、やはりこういったバス釣りの大会の開催に当たっては、漁具被害防止のために、地元組合との情報共有というか、事前連絡が重要ではないかということで、御意見いただきましたので、我々としても、海面利用協議会の次回の開催はちょっと先になってしまいますので、それを待たずに、バス釣り関係の団体の方に、漁業調整委

員会の方において、このような意見が出ているので、善処されたい、ということで申し入れというか、連絡するような形で対応しようと考えますが、それでよろしいでしょうか。

3番坂本隆夫

はい、ありがとうございます。そうしていただけすると、大変助かりますので、よろしくお願ひいたします。

鈴木幸雄議長

それでは、他にございますか。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

それではないようですので、続きまして、議題（4）「全漁調連東日本ブロック会議の開催結果について」、事務局から報告をお願いします。

武藤主任

(資料4（プロジェクト）により説明。)

鈴木幸雄議長

ただ今の説明に御意見、御質問がございましたらお願ひします。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

それではないようですので、次に進みたいと思います。

鈴木幸雄議長

続いて、議題（5）「その他」ですが、まず、県の方からありましたら、お願ひします。

杉浦課長

(挙手)

鈴木幸雄議長

はいどうぞ。

杉浦課長

(資料5により、霞ヶ浦北浦産シラウオの寄生虫検査結果について説明。)

(資料6により、水産物の放射性物質検査の結果について説明。)

鈴木幸雄議長

ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願ひします。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

それでは、他にないようですので、事務局から何かありましたらお願ひします。

久保田局長

次回の開催は、本日付けの事務連絡のとおり来年の1月14日水曜日、午前10時から予定しております。議題については改めて御案内申し上げます。

鈴木幸雄議長

それでは、委員の皆さんの方から何か御意見等ございましたらお願ひいたします。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

それでは特にないようですので、本日の委員会を終了したいと思います。皆様の御協力によりまして、円滑に議事進行できましたこと、ありがとうございました。

閉会 午前11時5分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名人